

令和5年 第10回美里町農業委員会総会会議録

1. 開催期日 令和5年10月25日
2. 開催場所 美里町役場201会議室
3. 開催時刻及び宣告者 午後 3時30分 会長
4. 閉会時刻及び宣言者 午後 4時45分 会長代理
5. 議長 会長 根岸 茂登雄
6. 委員出席状況

議席番号	農業委員氏名	出欠席	議席番号	農地利用最適推進委員 氏 名	出欠席
1	関根 尚子	出席	東児玉 1	井上 彰	出席
2	塚田 あつ子	〃	〃 2	井上 進	〃
3	深田 敏男	〃	〃 3	岡部 順一	〃
4	長谷川 雄二	〃	〃 4	萩原 良三	〃
5	飯野 泰司	〃	松久 1	小暮 義昭	〃
6	中沢 秀樹	〃	〃 2	田端 益隆	〃
7	中島 勝	〃	〃 3	徳世 久美子	〃
8	坂本 典穂	欠席	〃 4	播摩 卓也	〃
9	中沢 健太郎	出席	大沢 1	阿武 富士子	〃
10	根岸 茂登雄	〃	〃 2	栗原 裕	欠席
11	中嶋 敬子	〃	〃 3	根岸 上	出席

農業委員会委員 出席：10名 欠席：1名 計：11名
農地利用最適化推進委員 出席：10名 欠席：1名 計：11名

7. 会議参加者 なし
8. 事務局職員出席者 丸山 保 松田 寛之 上田 禎礎
9. 会議進行状況

会 長	皆さんこんにちは。時間になりましたので、はじめさせていただきます。ただいまの出席数は農業委員10人、農地利用最適化推進委員10人です。農業委員の過半数に達しましたので、これより農業委員会総会第10回会議を開きます。 会議規則第13条第2項の規定により、議事録署名人に5番委員並びに6番委員を指名いたします。 会議規則第4条の規定により、議長を務めさせていただきます。これより、議事に入ります。
議 長	初めに、営農型太陽光発電関連議案の第1号議案、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について第2号議案、農地法第3条、第5条の規定による許可申請

事務局	について、第1号報告事項について審議いたします。 つきましては、5番の飯野委員に直接関係がありますので、審議の間、退席をお願いします。 また、議案の質疑応答のため、申請人関係者を呼んでいます。入室をお願いいたします。 (飯野委員退席、申請人関係者入室) 初めに、第1号議案について、申請人関係者の紹介を含め、事務局より説明をお願いします。 本日は、申請人関係者ということで、申請代理人であり、また、各申請地の施設保守管理を行う一般社団法人〇〇〇〇〇〇の理事を務め、また、太陽光パネル下部での営農を行う株式会社〇〇〇〇〇〇代表取締役でもある〇〇さんに来ていただいております。 営農型太陽光発電施設については、農地に支柱を立て、営農を適切に継続しながら上部空間に太陽光パネルを設置して発電を行うものです。 農地法の手続きとしては、5条で太陽光パネルの支柱部分の一時転用許可、3条で太陽光パネルが上空を覆うため、地上権の許可が必要となります。 今回の申請は営農型太陽光発電施設3期分として、平成26年10月に許可となったもので、その後平成29年10月、パネルの下での営農に問題がないとして1回目の更新許可をしています。今回の申請は2回目の更新の申請となります。 3ページをご覧ください。第1号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更です。今回の更新申請28件のうち、2件について事業計画者の変更があったことによるものです。 番号1 〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社 代表取締役〇〇 〇 から有限会社〇〇〇 取締役〇〇 〇に変更です。申請理由は、有限会社〇〇〇が〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社を吸収合併したため、〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社の資産である太陽光発電設備を有限会社〇〇〇へ名義変更したためです。 番号2 〇〇 〇〇〇 から 株式会社〇〇〇〇〇〇代表取締役〇〇 〇〇〇に変更です。申請理由は、〇〇 〇〇〇個人で保有していた不動産等を、資産管理会社である株式会社に移管することで、管理コストの軽減と効率化を図るためです。 事業計画者の変更申請については、埼玉県の農地調整関係事務処理要領において、次の3点すべてに該当するときは、承認することができるとあります。
-----	---

・変更後の転用事業がその事業計画に従って実施されることが確実であると認められること。

・変更後の転用事業により周辺の地域における農業等に及ぼす影響が、変更前の転用事業による影響に比べてそれと同程度又はそれ以下であると認められること。

・変更後の転用事業が農地転用許可基準により許可相当であると認められるものであること。

これら３点については、すべて該当すると思われます。

次に、今回の事業計画者の変更に伴い賃貸借契約の合意解約についての報告です。４３ページ、４４ページの 第１号報告事項です。番号４から６が計画変更に伴う合意解約案件です。

番号１から３については、営農型とは別件ですが合わせて議案書のと通りの合意解約があったことを報告させていただきます。

以上で第１号議案、第１号報告事項について説明を終わります。

続きまして、５ページをご覧ください。第２号議案 農地法第３条、５条の規定による許可申請案件について概要を説明させていただきます。

３条につきましては、５ページの番号１から １２ページの番号２８まで、５条については １３ページ 番号１から ２０ページの番号２８までとなります。３条、５条の番号はそれぞれリンクしています。

５ページにお戻りください。申請者住所・氏名の欄は、上段に借人の情報、下段に貸人の情報を記載しています。番号１で言うと、借人は〇〇〇の〇〇さん 貸人は〇〇の〇〇さんです。貸し借りする土地について、土地の所在欄に記載しており、〇〇の△△△△番△です。地目は畑で、面積は２８１０㎡で、そのうちの４分の１の面積、７０３㎡を借り受けるものです。

ここで、番号３の段をご覧ください。借人〇〇さんも 〇〇△△△△番△を７０３㎡借り受けます。このように、１つの土地に対して複数人で借りるため、このような記載となっております。

番号１に戻りまして、権利内容 地上権を一時転用許可日から１０年間で、権利内容は番号１～２８まで全て同じです。理由欄も番号１～２８まで同じで、太陽光設備の設置のため、農業者年金なしです。借受地は先ほど説明した面積が記載されています。位置については、申請地の農地の区分、種別、宅地との距離が記載されています。備考欄は、該当する図面のページが記載されております。

番号２から２８については、議案書に記載されている通りですので、ご確認をお願いします。

３条の地上権の許可基準につきましては、周辺農地の営農に支障がないこと。営農を行うものに同意を得ていること。となっております。

周辺農地からはこれまでも苦情等なく、また営農を行う万葉ファームからも同意書が提出されています。第２号議案 農地法第３条につきましては以上です。

続きまして、１３ページをご覧ください。第２号議案 農地法第５条の規定に

	よる許可申請案件について概要を説明させていただきます。 先ほどの3条と対になっており、番号1 申請者は〇〇〇の〇〇さん。土地の所在は〇〇△△△△番△ 地目 畑 面積は2810㎡の内0.3655㎡です。これは、太陽光パネルを支える支柱の面積分のみ一時転用するため、このような面積となっています。転用目的 一時転用 営農型太陽光発電施設、権利内容 賃貸借権 許可日から10年でこちらは番号1～28まで全て同じです。申請内容欄は受人の職業と太陽光パネル数及び発電出力を記載しています。取得状況は、渡人の〇〇さんが〇〇△△△△番△の土地を平成22年5月10日に相続で取得となっております。仮登記、抵当権については、すべての案件で無です。位置及び備考については3条と同様です。 番号2から28については、議案書に記載されている通りですので、ご確認をお願いします。 5条の一時転用許可基準につきましては、太陽光パネル下部の農地における営農の適切な継続が確実であることが必要となります。その基準として地域の平均的な収穫量と比較して8割以上を満たすこととなっております。 榊の8年目の地域の平均収穫量、10アール当たり3,300本に対し、3,317本と上回っております。また、売り上げにつきましても当初の計画額を上回っていると報告を受けております。第2号議案の説明は以上です。
議 長	営農型太陽光発電関連の第1号議案、第2号議案を審議いたします。 農業委員・推進委員の方で質問、意見がありましたら挙手をお願いいたします。 2番委員。
2番委員	営農型太陽光発電の申請地は、町内で様々な場所で行っていますが、どのように申請に至ったのでしょうか。
議 長	申請人関係者より説明をお願いします。
申請人	発電所を設置する時に、美里町で営農型太陽光発電を行うにあたり、出資していただける方を全国規模で募りました。
2番委員	土地の所有者に関しては、どのように申請に至ったのでしょうか。

議 長	申請人関係者より説明をお願いします。
申請人	土地所有者に関しても、私達で土地を貸してくれる方を募りました。
議 長	農業委員・推進委員の方で質問、意見がありましたら挙手をお願いいたします。 3 番委員。
3 番委員	土地代は所有者に払って、発電の売電料は発電者に入り、維持管理費が〇〇〇〇に入るということでよろしいでしょうか。
議 長	申請人関係者より説明をお願いします。
申請人	その通りでございます。
議 長	農業委員・推進委員の方で質問、意見がありましたら挙手をお願いいたします。 1 番委員。
1 番委員	太陽光発電施設の撤去費用は、誰が負担するのですか。
議 長	申請人関係者より説明をお願いします。
申請人	撤去費用に関しては、太陽光発電は20年行うのですが、経済産業省の指針で11年目から20年目までの売電収入の中から積み立てることになっておりますのでそこから撤去費を賄うことになると思います。
1 番委員	撤去費用は1年目から積み立てないのでしょうか。
議 長	申請人関係者より説明をお願いします。

申請人	私どもは撤去費用につきましては1年目から積み立てておりましたが、最近国の指針が変わり、11年目から売電収入の中から積み立てるのことに変わったためその方法に切り替えました。今まで積み立てたお金に関しては、発電者に返金することになっています。
議 長	農業委員・推進委員の方で質問、意見がありましたら挙手をお願いいたします。6番委員。
6番委員	太陽光発電の売電価格は年々下がってきていると思いますが、事業として成り立っているのでしょうか。また今後も新たな申請を増やす予定はあるのでしょうか。
議 長	申請人関係者より説明をお願いします。
申請人	事業としては成り立っています。今後増やす予定は、現在はなくて今の施設を維持管理していこうと思っています。
議 長	農業委員・推進委員の方で質問、意見がありましたら挙手をお願いいたします。推進委員松久1番。
推進委員 松久1番	町内様々なところで営農型太陽光発電を行っていますが、下で育てている櫛ですが、中にはうまく育たず営農型太陽光発電を維持するため、植え替えている所もあるようですがどうでしょうか。
議 長	申請人関係者より説明をお願いします。
申請人	耕作放棄地だった場所等も借り受けていますので、どうしても育ちが悪い場所が出てきてしまいます。そこに関しては土壌改良したりしていますが、育たないところもあります。その問題に関しては、県と相談し植え方の変更をしたりして

	いきたいと考えております。
議 長	農業委員・推進委員の方で質問、意見がありましたら挙手をお願いいたします。 2 番委員。
2 番委員	〇〇〇〇さんは何人で設備の点検や維持管理を行っているのでしょうか。
議 長	申請人関係者より説明をお願いします。
申請人	太陽光の設備の点検、維持管理に関しては 1 2 名で行っております。
議 長	農業委員・推進委員の方で質問、意見がありましたら挙手をお願いいたします。 質問がないようですから採決したいと思います。 申請人関係者は退室をお願いします。 ～申請人関係者退出～ それでは第 1 号議案について、承認相当と思われる農業委員の方の挙手を求めます。 (農業委員全員挙手) 賛成全員につき、承認相当と決定します。 第 2 号議案の 3 条について、許可と思われる農業委員の方の挙手を求めます。

事務局長 議 長	(農業委員全員挙手) 賛成全員につき、許可と決定します。 続いて、第２号議案の５条について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手を求めます。 (農業委員全員挙手) 賛成全員につき、許可相当と決定します。 営農型太陽光発電関連の第２号議案の審議が終わりましたので、事務局長より審議結果の確認をお願いします。 営農型太陽光発電関連の第１号議案、第２号議案の審議が終わりましたので、事務局長より審議結果の確認をお願いします。 第１号議案の営農型太陽光関連の農地法第５条の計画変更については承認相当、第２号議案の営農型太陽光関連の農地法第３条につきましては許可、農地法第５条につきましては許可相当と可決されました。 審議が終わりましたので５番委員入室をお願いします。 ～５番委員入室～ 続きまして、第３号議案 農地法第３条を議題といたします。３条の番号１について、事務局より説明をお願いします。
------------------------	--

事務局	34 ページ番号1 をご覧ください。受人 大字〇〇△△△番地△ 〇〇 〇〇 渡人 〇〇市〇△△△△番地△ 〇〇 〇〇 土地の所在 大字〇〇字〇〇△△△番地△ 地目 畑 面積 2,622㎡ △△△番 地目 畑 面積 911㎡ 合計面積 3,533㎡ 権利内容 所有権 理由 規模拡大 農業者年金 無 自作地 3,867㎡ 借受地1,420㎡ 貸付地0㎡ 取得状況 平成12年7月16日 相続 昭和62年10月17日 相続 不耕作無 家族数3 従農数1 経態 兼業 所有機械 トラクター1台 耕運機2台 田植機1台 位置 農用地区域外 自宅から0.5キロメートル 取得前 畑 取得後 畑 35 ページをご覧ください。こちらは申請地〇〇△△△番△の左側が付近の状況図、右側が公図の写しでございます。36 ページをご覧ください。こちらは申請地〇〇△△△番の左側が付近の状況図、右側が公図の写しでございます。 申請地は大字〇〇字〇〇地内にあり、現在は△△△番△は保全管理されており、△△△番については遊休農地の状態になっており木や草が生い茂っている状態です。 受人は現在69歳の兼業農家で、本人が農業に従事しております。申請地の近くの農地を所有しており、主な栽培作物は米、露地野菜を栽培しております。 申請に至った理由ですが、渡人は相続で譲り受けたが耕作できないため申請地の近くに住む弟に土地を譲りたい、受人は申請地の遊休農地状態を解消し譲り受けそばの生産をしたいとのことです。 申請地が現在遊休農地のため、いつまでに農地を解消するのかが記載された誓約書を提出していただきました。木の伐根や草等の除去は11/4に建設業に勤めている息子と2人でユンボを使い解消するとのことです。その後耕耘など行い最終的に12/30までに耕作できる状態に復旧しますとのことです。 以上番号1の案件になります。ご審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	3条の番号1を審議いたします。農業委員9番より補足説明がありましたらお願いします。
9番委員	先日現地を確認しましたが、特に問題はないと思います。ご審議お願いいたします。
議 長	次に、推進委員松久4番より意見がありましたらお願いします。
推進委員 松久4番	特に問題はないと思います。よろしくお願いいたします。
議 長	その他の推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。松久1番。

推進委員 松久 1 番	申請地は結構大きな木や蔓が生い茂っておりました。それを解消するとのことなのでいいことだと思います。
議 長	その他の推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。松久 2 番。
推進委員 松久 2 番	受人と渡人はどういった関係でしょうか。
議 長	事務局より説明をお願いいたします。
事務局	受人と渡人の関係は兄弟になります。
議 長	その他の推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないようですので次に移ります。 次に農業委員の方で質問がありましたら挙手をお願いします。 その他の農業委員、推進委員の方より意見がありましたら挙手をお願いします。質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第 3 条の番号 1 について、許可と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。 (農業委員全員挙手) 賛成全員につき、許可と決定します。 3 条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。
事務局長	農地法第 3 条の番号 1 の案件につきましては許可と議決されました。

議 長	第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請案件について議題といたします。番号1について事務局より説明をお願いします。
事務局	38ページをご覧ください。受人 ○○市○○○△△△番地△ ○○○○△△△ ○○ ○○ 渡人 大字○○△△△番地 ○○ ○ 土地の所在 大字○○字○○○○△△△番 畑 1筆 372㎡ 転用目的 自己用住宅 権利内容 使用貸借権 許可日から20年間 申請内容 職業 会社員 新設 1棟 117.59㎡ 平屋建て 取得状況 平成5年9月18日 相続 仮登記・抵当権 無 位置 第2種農地 農用地区域外 宅地に接続 39ページをご覧ください。場所は大字○○字○○○○地内の農地になります。次ページをご覧ください。左が公図、右が配置図になります。受人は現在、家族で深谷市のアパートで暮らしています。 自己用住宅に住みたいと思い、土地について親に相談したところ父親所有の申請地を紹介されたそうです。将来の親の介護等を見据え、実家の隣だということもあり申請に至ったそうです。 道路接続については、申請地南に約5mの町道があり、そこから水道の取り出し、排水は浄化槽で処理後に町道側溝へ放流となります。建物は平屋建てで建築面積は117.59㎡の予定です。以上となります。ご審議をお願いいたします。
議 長	農地法第5条の規定による番号1を審議いたします。農業委員9番より補足説明をお願いいたします。
9 番委員	現地確認しましたが、特に問題はないと思います。ご審議をお願いいたします。
議 長	次に、推進委員松久4番より意見がありましたらお願いいたします。
推進委員 松久4番	特に問題はないと思います。ご審議をお願いいたします。
議 長	他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないようですので次に移ります。 次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第5条の番号1について、許可相当

	と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。 (農業委員全員挙手) 賛成全員につき、許可相当と決定します。 続きまして、農地法第5条の番号2について事務局より説明をお願いします。
事務局	受人 ○○県○○市○△△△番地△ ○○○○○△△△号 ○○○ ○○○ 渡人 大字○○△△△番地 ○○ ○○ 土地の所在 大字○○字○○△△番△ 地目 畑 1筆 304㎡ 転用目的 自己用住宅 権利内容 所有権 申請 内容 職業 大学教員 新設 1棟 118.02㎡ 取得状況 平成19年 4月14日 相続 仮登記・抵当権 無 位置 第2種農地 農用地区域外 宅地から6m 41ページをご覧ください。場所は大字○○字○○地内の農地になります。次 ページをご覧ください。左が公図、右が配置図になります。 受人は、夫婦で○○市のアパートに住んでいますが、自己用住宅を建設したい と考え土地を探していました。申請人は○○県○○町の学校に勤務し、夫は○○ 市の学校に勤務していることもあり、中間地の○○で土地を探し、今回の申請と なったそうです。道路接続については、申請地西に約6mの町道があり、そこ から水道の取り出し、排水は集落排水への接続となります。 建物は平屋建てで建築面積は1118.02㎡の予定です。以上となります。ご 審議をお願いいたします。
議長	農地法第5条の規定による番号2を審議いたします。農業委員9番より補足説 明をお願いいたします。
9番委員	先日現地確認しましたが、特に問題はないと思います。ご審議お願いいたしま す。
議長	次に、推進委員松久4番より意見がありましたらお願いいたします。

推進委員 松久 4 番	特に問題はないと思います。ご審議お願いいたします。
議 長	他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないようですので次に移ります。 次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第 5 条の番号 2 について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。 (農業委員全員挙手) 賛成全員につき、許可相当と決定します。 5 条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。
事務局長	農地法第 5 条の番号 1 から番号 2 の案件につきましては許可相当と議決されました。
議 長	議案のすべてを審議いたしましたので、これで会議を閉じ議長の任を解かさせていただきます。慎重審議ありがとうございました。 閉会を会長代理、お願いいたします。
会長代理	以上をもちまして、第 1 0 回の農業委員会総会を終了します。慎重審議ありがとうございました。

上記会議の顚末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年10月25日

議 長

署名委員

署名委員